

平成20年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月6日（木曜日）午前10時20分開会

定例議会の告示

八千代町告示第5号

平成20年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月29日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成20年3月6日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	吉田 安夫君

秘書課長	久保谷六衛君	総務課長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税務課長	瀬崎 始君
町民課長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業課長	水垣 進君
耕地課長	渡辺 常雄君	都市建設課長	稲村 信義君
上下水道課長	上野 林作君	農業委員会 事務局長	草間 和男君
教育次長兼 学校教育課長	高嶋 保君	公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君
図書館長	飯島 正男君	給食センター 所長	生井 勝巳君
総務課長補佐	水書 正義君	企画財政課長 補佐兼 財政係長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ご多用のところご参集くださいます、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る2月19日、茨城県町村議会から、幸田教男元議員、矢中召二議員、水垣正弘議員と私に、議員在職12年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達をいたしたいと思います。

なお、本日、幸田元議員は欠席となります。2名の議員、登壇席の前をお願いします。

（表彰状伝達）

議長（小島由久君） ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 (第1号)

平成20年3月6日(木) 午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例

日程第5 議案第3号 八千代町後期高齢者医療に関する条例

日程第6 議案第4号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第9号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)

議案第13号 平成19年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 平成19年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 平成19年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成19年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長、館長でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（小島由久君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成20年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

最初に、平成19年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に對し表彰するもので、例年3月下旬に実施しています。本年度は、3月25日火曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

次に、八千代町特定健康診査等実施計画の策定についてご報告申し上げます。我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療が受けられますよう医療制度の充実に努め、世界に類を見ない長寿社会と質の高い保健医療水準を構築してまいりました。しかしながら、近年、少子高齢化の急速な進展や経済の低成長への移行、地域間格差などが大きな社会問題として浮かび上がり、医療保険のあり方そのものに問題を投げかけてお

ります。このため国では、平成17年12月に公表されました医療制度改革大綱に基づき、被保険者に直結する一連の医療制度改革を順次実施に移しております。さらに、中、長期対策として医療費の3分の1を占めている生活習慣病の減少、予防させるため、平成20年度から医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導の実施を義務づけました。

これを受けて、昨年7月から担当課である町民課と執行委任機関の福祉保健課で協議を重ね、また八千代町国民健康保険運営協議会の委員の皆様にもご審議を賜り、計画の策定作業を進めてまいりました。お手元に配付されたものは計画の要旨をまとめたダイジェスト版でございます。本計画は、平成20年度から24年度までの5カ年計画であり、策定は高齢者の医療の確保に関する法律に基づくものであり、八千代町国民健康保険被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に関する基本的な事項、実施方法並びにその成果目標に関する事項等について定めたものであります。

今後は、本計画に基づき、被保険者への意識の啓発、特定健康診査及び特定保健指導の効果的な実施と体制整備に努め、健康長寿のまちづくりを推進してまいり所存です。議員各位のなご一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、保留地の公売についてご報告申し上げます。保留地の公売につきましては、引き続き、町ホームページ、のぼり旗等により保留地24区画の公売を実施してまいりました。その結果、3月1日現在、3区画について買い受け申し込みがあり、契約いたしました。公売面積は791.22平方メートル、金額で2,880万5,182円であります。保留地購入者は、八千代町の方が1名、町外の方が2名であります。今後も保留地の公売を積極的に実施して区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、1番、大久保弘子議員、2番、上野政男議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成20年第1回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を、2月22日午前11時より、役場4階第5会議室において開催いたしました。執行部から副町長、秘書課長、総務課長の出席を求め、提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から13日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定を見た次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成20年第1回八千代町議会定例会の会期を本日より13日までの8日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より13日までの8日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

議長（小島由久君） 日程第3、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(総務課長補佐 水書正義君朗読)

議長(小島由久君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方自治法第180条の5第2項及び地方税法第423条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために設置している執行機関であります。

当委員会の委員の任期は3年であり、地方税法第423条第3項により、本町の住民で町税の納税義務がある者の中から議会の同意を得て、町長が選任することになっております。

現委員であります安田正一氏については、平成20年3月をもって任期満了となるところでありますが、固定資産税に精通し、かつ人格高潔であり、委員として適任者でありますので、このたび議会の同意をいただき、再任したく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例

議長(小島由久君) 日程第4、議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

最近の暴力団につきましては、けん銃を使用した対立抗争事件を起こすなど凶悪化の一方、組織自体を隠ぺいするなどの不透明化の傾向を強めながら、行政や企業に巧みに食い込み資金を得るなど、住民生活や企業活動に大きな不安と脅威を与えているところであります。

当町におきましても、不当要求行為等対策要綱及び建設工事暴力団排除対策要綱を制定し、不当要求防止責任者の拡大を図り、組織全体で対応することの認識を持って事務事業に取り組んでいるところであります。また、先般、下妻警察署との建設工事から暴力団等の排除に関する協定書を締結したところでもあります。

今回新たに制定いたします条例につきましては、茨城県警察本部及び下妻警察署からの要請に基づきまして、暴力団等への公共施設の利用に関し、使用制限することを目的に条例を制定するものであります。

公共施設の範囲につきましては、条例第2条に基づき27施設を、また暴力団等の定義づけについては、暴対法第2条に規定する団体を位置づけてあります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 議案第2号についてちょっとお聞きするのですが、広報等を見ると、町長が下妻の署長と握手を交わして協定をしたのが出ていましたし、一番いいことだと思うのですが、この暴力団、ここに書いてある暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのは、これは平成3年にできたのですね。これは私、気がつかなかったのだけれども、法律第77号でできたということなので、八千代町でもこれを条例化するというものだけれども、第2条で「暴力団等 法第2条に規定する団体をいう」と、これはなかなか難しいので、この法第2条というのがわからないのだけれども、これを具体的に説明していただきたいと思います。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 14番、湯本議員さんの質疑にお答えいたします。

ただいま法的な制定関係のことあったとおりでございます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ということで、法律第77号で決まったわけでございますけれども、その関係の第2条の中にあるわけですけれども、ちょっと朗読いたします。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。1、暴力的不法行為等、別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。2項として、暴力団、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体をいう。3項として、指定暴力団、次条の規定により指定された暴力団をいう。4項として、指定暴力団連合、第4条の規定により指定された暴力団をいう。5項として、指定暴力団等、指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。6項として、暴力団員、暴力団の構成員をいう。7項として、暴力的要求行為、第9条の規定に違反する行為をいうということです。8項においては、準暴力的要求行為、先ほど言いました1項の指定暴力団等の暴力団以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をいうというようなことで、2条の中には8項目、その暴力的暴力団というようなことが規定されております。

ちょっとわかりづらいかと思うのですけれども、以上です。

議長（小島由久君） 14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） はっきり、今課長が言うように指定暴力団ということがうたって

あればやりいいのだけれども、なかなかあいまいと言っては何だけれども、暴力行為だとか、そういう構成員だとかということは非常に見きわめることが難しいし、これは条例の段階だから問題はないと思いますが、以上そういうことで、第2条がある程度理解できましたので、わかりました。

以上です。

議長（小島由久君） 他に質疑ありませんか。

12番、宮本直志君。

12番（宮本直志君） 暴力団ということで今説明はありましたが、その暴力団を隠れみのにして、あるいは本人は暴力団ではなくて、いろいろ今、何でも町に入ってきているわけですけれども、そういうものも隠れみのにして町にいろいろ浸透しているというのが現実なものですから、さっきの法律ではなくて、町のほうでもそういうことは、代表者が暴力団ではないと言うけれども、その身边に暴力団がいるというような場合についてはどのように考えているのでしょうか。お答え願います。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 宮本議員さんの質疑にお答えいたします。

暴力団等というような表現であるわけですが、ちょっと下妻警察署の刑事課の課長さん等と打ち合わせした中では、暴力団の方と、例えば飲み会をやったり、ゴルフやったり、そういう方についても暴力団等の中に入るというようなこととございます。町といたしましては、工事関係におかれましても、先ほど町長の提案理由の中でありましたように、協定書を2月14日に下妻警察署と締結いたしまして、その中で警察署のほうでもそういう関係のものについてはチェックをして、町のほうにその報告が逆に来ます。そういう連絡を密にしながら排除していくというようなことで進めていくということとございますので、よろしくお願いたします。

議長（小島由久君） ほかにありますか。

4番、生井和巳君。

4番（生井和巳君） この条例は大変結構なことなのですが、これなくても、今までは、そういう暴力団とかというのは排除ということでやっていたと思うのですが、その点どうですか。

オウム真理教なんかのやつは、よく看板なんかも立っていたので、わかっていますが、

暴力団とかそういうのは、今までも条例に関係なくやっていたのかどうか、そういうことです。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 生井議員さんの質疑にお答えいたします。

今までは、この条例が各施設ごとに規定していたものとなかったものがあったわけです。そういうことでございますので、八千代町の公共施設全般に、27施設が各課、教育委員会施設とか、いろいろ施設の中であるわけです。その裏面のほうに載っていると思うのですが、その施設を一括して条例の中で対応していくというような考えでございます。

以上です。

議長（小島由久君） 1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君） この最後の第4条の「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める」ということが書いてありますが、この別に定めるという事項についてはどんなことなのでしょう。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 大久保議員さんの質疑にお答えいたします。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるということでございますので、この字のごとくでございます。

議長（小島由久君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町公共施設の暴力団等排除に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町後期高齢者医療に関する条例

議長(小島由久君) 日程第5、議案第3号 八千代町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町後期高齢者医療に関する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

高齢者の医療費が今後ますます増大することが見込まれ、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくために、医療の質の確保を図りながら制度全般にわたる構造改革を行うため、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、老人保健法を改正し、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月1日に施行されることになりました。

後期高齢者医療制度につきましては、医療給付や保険料の決定等事務が広域連合が行い、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与する事務は市町村が行うこととなります。

町では、後期高齢者医療制度を運営していくために、法令で定める基準に従い、八千代町後期高齢者医療に関する条例を制定したく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、大久保弘子君。

(1 番 大久保弘子君登壇)

1 番(大久保弘子君) 1 番、大久保弘子です。議長の許可をいただきましたので、討論させていただきます。

この議案第 3 号につきましては、75 歳以上のすべての高齢者から保険料を年金から天引きし、所得の少ない人ほど保険料が重くなる仕組みになっている制度に関することでありますし、第 6 条にもありますように、延滞金を高いパーセンテージで取るという内容のもので、納得がいきませんので、反対いたします。

以上です。

議長(小島由久君) 次に、賛成者の討論を許します。

10 番、稲葉常美君。

(10 番 稲葉常美君登壇)

10 番(稲葉常美君) 賛成の討論をいたします。

この議案第 3 号の件につきましては、先ほど全協にもかかったわけですが、これは国会のほうで閣議決定され、また議決された案件でありますので、私どももそれには、長所、短所も十二分に理解はできますが、政府のほうでは 2 年間これをやりまして、それで見直しをするということでもありますので、私ども議会といたしましてもそれを真摯に受けとめまして、この高齢者医療に関する条例を可決したい、賛成したいというふうに考えておりますので、議員各位の賛同をよろしくお願いします。

議長(小島由久君) これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決いたします。

議案第 3 号 八千代町後期高齢者医療に関する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第 3 号 八千代町後期高齢者医療に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第6、議案第4号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由について申し上げます。

現下の地方行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、地方公務員の総人件費改革に関しても住民からも厳しい目が向けられております。そうした中で、当町でも行財政集中改革プランに基づき組織見直しを行い、課設置条例の一部改正を2回行い、4月よりいよいよ16課でスタートすることになっております。

一方、職員定員適正化計画の推進も併せて行い、新規職員採用を必要最小限とし、併せて退職勧奨を促進しているところであります。

今回の定数条例改正につきましては、このような背景のもと、人件費の抑制、加えて定数と在籍職員数との隔たりを解消するため、また一方においては、特殊需要等の事務の増大も考慮した上での職員定数を8名削減するものであります。

削減内訳につきましては、町長部局においては、149名から145名、4名の削減、教育委員会においては、38名から36名、2名の削減、農業委員会においては、6名から5名、1名削減、公営企業においては、7名から6名、1名の削減を行うため、条例の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

議長(小島由久君) 日程第7、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

第1条のTT特別配置事業に係るチームティーチング非常勤講師の1時間当たりの単価におきましては、茨城県の給与改定に伴い改正するものであります。

また、別表中の給食センター運営協議会委員及び生涯学習審議会委員の年額報酬につきましては、八千代町行財政集中改革プランに基づく報酬の見直しに伴い、年額支給から日給支給に改正するものであります。

青少年相談員の報酬につきましては、県の事業及び補助金の見直しに伴い、青少年相談員事業補助金交付要項による補助を廃止することにより、報酬額の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(小島由久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第8、議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度より国民健康保険税を今まで医療分と介護分の2本立てで賦課していたものを、後期高齢者支援金等に係る税が加えられた3本立てになることにより税額を改正するものであります。

詳細を述べますと、従来の医療給付分に係る保険税率を医療給付分に係る保険税と後期高齢者支援金等分に係る保険税に案分し、また介護給付金分については現行の案分率を維持し、総体的に税率を上げない方向で改正するものであります。

なお、今回の八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平

成20年2月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご承認をいただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第9、議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布され、同年12月26日に施行されたことに伴い改正するものであります。

その内容は、学校教育法に定める各学校種の目的及び目標の見直し等により、初等普通教育及び中等普通教育の文言等の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、相沢政信君。

5番（相沢政信君） これは、学力が低下したということでこういう見直しやっているの。結局ゆとり教育ということで、かなりOECDでも日本も16番になってしまったということで、デンマークだとかそういうところにも負けてしまった。だから、今までのゆとり教育の見直しということなのですか。一応お答えください。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 相沢議員さんの質疑にお答えいたします。

今回の学校教育法の内容かと思えます。今回の学校教育法の内容につきましては、教育三法の改正でございます。その中で、例えば学校種の目的及び目標の見直しということで3つほどございます。学校種というのは、小学校とか中学校とか、そういう種類でございます。また、その規定順を変えたということと、それと副校長、その他の新しい職の設置ということで、これはそういう副校長とか主幹教諭、指導教諭、こういう職を置くことができるということに改正されたものです。

それと、もう一つは、学校評価等情報提供に関する規定の整備ということで、学校は学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより教育水準の向上に努めると、そういうことでございます。

町関係でございますが、学校教育法は3つほどございまして、学校教育法の改正に関するもの、それと地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これも変わります。それと、教育職員免許法及び教育公務員法の特別法ということで、この3法が変わったわけでございます。

今申し上げましたのは、学校教育法の改正に伴うものでございまして、それと地教法というやつで、地方教育行政法ですか、これらに関するものにつきましては、教育委員の保護者の選任ということで、20年の4月から教育委員に保護者を選定しなさいという

ことと、それと教育長に委任することができない事務の明確化ですか、こういうものも教育委員会で規則を改正しなさいということでございます。

それと、もう一つは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということで、委員会の点検とか評価、そういうものの実施状況を議会に報告しなさいよということでございます。それらが教育三法の改正内容でございまして、学力の向上を目指すということであろうかと思えます。

今回の改正につきましては、文言の改正だけを条例でしたということでございます。よろしく願いいたします。

議長（小島由久君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第10、議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、主に平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健法の名称の変更に対応するためのものであります。

65歳以上75歳未満の重度障害者につきましては、所得制限の改正とともに後期高齢者医療制度への移行が任意となるため、制度の認定を受けた者が適用となる改正をするものであります。

また、妊産婦医療費給付の申請書の廃止など事務簡素化のため、現金償還から現物給付となる改正をするものであります。

最後に、別表につきましては、学校教育法が改正されたことに伴い、支給対象者につきましては学校教育法を引用しているため改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

（何事か発言する者あり）

議長（小島由久君） 異議なしということで進めたのだけれども。

（何事か発言する者あり）

議長（小島由久君） 今採決に入っているのです、質疑があっても認められないというこ

となので了解していただきたいと思います。

(何事か発言する者あり)

議長(小島由久君) これからは聞こえるようにひとつお願いします。

採決に入りましたので、この件については。

これから議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例

議長(小島由久君) 日程第11、議案第9号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第9号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、県の在宅障害児福祉手当支給補助金交付要項が改正されたことに伴い改正するものであります。

改正の内容であります。保護者に対する補助基準について、「所得制限無し」から、「障害児福祉手当の扶養義務等に係る所得制限額以下の者」とされたこと。また、在宅障害児に対する補助基準については、「特別児童扶養手当受給者と同程度の障害」であったものを、「特別児童扶養手当1級受給者と同程度の障害」に改正するものであります。

これによりまして、第3条第2項のただし書きを加えたものでありまして、所得制限につきましては、扶養親族等がないときは前年の所得が628万7,000円以下、扶養親族が1人のときは653万6,000円以下、2人以上の場合は653万6,000円に扶養親族等のうち1

人を除いた扶養親族等 1 人につき21万3,000円を加算した額となります。

また、第 5 条の手当の額につきましては、1 人につき月額3,000円であったものを、障害の程度により 1 級に該当する場合は月額3,000円、2 級に該当する場合は月額1,500円に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） ただいま議長の許可がありましたので、討論をさせていただきます。

この件に関して、今までは所得制限がなく一律に3,000円だったものが、所得制限をつける制度でありまして、福祉切り捨ての改悪案ですので、反対をいたします。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決いたします。

議案第 9 号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第 9 号 在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第12、議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、町条例を改正するものであります。

その内容は、条例第5条第4号では、70歳以上の高齢者のうち課税所得が145万円以上ある人が同一世帯にいる人、いわゆる現役並みの所得者が保険医療機関または保険薬局に療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の割合を示したもので、今回の改正により負担割合の変更はありませんが、条文を簡素化いたします。

第6条の2第2項は、国家公務員等共済組合法の名称が従前、改題になっておりましたが、この機会に変更するものであります。

第7条は、葬祭費の支給規定で、葬祭費につきましては出産育児一時金と違い、他保険からの葬祭費相当の支給を受けた場合は併給調整の規定がなかったわけですが、今回、新たに併給調整の規定を設けました。また、第6条の2第2項で他法との準用規定をつけ加えました。

第9条は、20年度から特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務づけられたことに伴い、これを保健事業に追加し、現行の「成人病、その他の疾病予防、健康づくり運動、栄養改善」は特定健診、特定保健指導に含まれますので、これを削除し、「母子保健」につきましては衛生部門で母子保健事業を実施していますが、国保事業として実施するものが余りないため、この機会に整理するものであります。

なお、今回の八千代町国民健康保険条例の一部改正につきましては、平成20年2月26日、八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承いただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます

ようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第10号につきまして、第9条第1項中というところで特定健康診査を行うということがありますけれども、これまでは総合健診として実施されておりましたが、特定健診について国保と国保以外に分けられて、循環器検診については74歳以下は有料になります。1,500円ということになると思うのですが、実施が今までは義務化されてきましたこの健診を、この4月から75歳以上は努力義務としております。さらに、高血圧の薬を飲んでいれば、必要な検査をしているとして対象から除外する。74歳までは薬を飲んでいてもいいのに、75歳になった途端に必要ないとされることは、早期発見、早期治療に逆行するものだと思いますので、反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第10号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり

り可決されました。

日程第13 議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第13、議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正は、平成17年度税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する者について、平成18年及び19年度に講じた保険料の激変緩和措置を引き続き20年度まで講ずることにしたものであります。

これは、実際の保険料に戻しますと、収入が変わらなくても保険料が夫婦世帯保険料で1.5倍から1.8倍に上昇することなどから、平成17年1月1日時点、65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下、なお、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の市町村民税が課されていない者に対する緩和措置であります。緩和措置の率につきましては、平成19年度と同率となっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 暫時休憩いたします。

(午前11時28分)

議長(小島由久君) 休憩前に戻り、議会を再開します。

(午前11時40分)

- 日程第14 議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)
議案第13号 平成19年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第14号 平成19年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第2号)
議案第15号 平成19年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第16号 平成19年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第17号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
議案第18号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第19号 平成19年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(小島由久君) 日程第14、議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)、議案第13号 平成19年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成19年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成19年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成19年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 平成19年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)、議案第13号 平成19年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成19年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成19年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成19年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 平成19年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成19年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第19号 平成19年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第3回目の補正で、歳入歳出を9,526万4,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ66億252万3,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる項目を申し上げます。地方消費税交付金77万9,000円、国庫支出金182万4,000円、繰越金1億5,616万円、諸収入324万1,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、分担金及び負担金48万3,000円、県支出金1,505万7,000円、繰入金2,000万円、町債3,120万円を減額いたします。

次に、歳出について増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、一般退職手当組合負担金を含みます一般管理費1,981万9,000円、義務教育施設整備基金積立金を含みます財産管理費1,684万円、財政調整基金積立金により財政調整基金費1億4,200万円、民生費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金などを含みます社会福祉総務費3,079万3,000円、農林業費においては、農地流動化借り手助成金を含みます農業委員会費113万4,000円、土木費においては、町道舗装及び排水工事測量委託料を含みます道路維持費147万2,000円、教育費においては、一般退職手当組合負担金を含みます事務局費119万3,000円、小学校施設工事請負費を含みます学校管理費83万2,000円、公債費においては、長期債元金により元金239万円を増額いたします。

次に、減額する主な項目につきまして申し上げます。議会費においては、議員報酬を

含みます議会費997万5,000円、総務費においては、広報紙等印刷製本費を含みます文書広報費114万3,000円、コンピューター及び関連機器賃借料を含みますO A化整備費285万円、選挙関係費においては、町議会議員一般選挙572万9,000円、参議院議員通常選挙費162万8,000円、民生費においては、介護保険特別会計繰出金を含みます老人福祉費280万3,000円、民間保育所保育士増員事業費補助金を含みます児童福祉総務費516万7,000円、被用者児童手当費を含みます児童措置費205万9,000円、衛生費においては、臨時職員賃金を含みます保健衛生総務費236万円、農林業費においては、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費657万円、地域資源循環畜産環境対策事業補助金を含みます畜産業費338万円、栗山地区県営畑地帯総合土地改良事業負担金を含みます農地費1,376万7,000円、霞ヶ浦用水事業費で232万8,000円、土木費においては、三和一八千代線道路改良事業負担金を含みます道路橋梁総務費861万円、一級町道2号線、8号線用地購入費を含みます道路新設改良費2,434万円、教育費においては、光熱水費を含みます公民館費148万8,000円、埋蔵文化財発掘調査委託料による文化財保護費460万円、公債費においては、長期債利子425万円等をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、一級町道1号線の道路新設改良に伴う用地購入費及び補償費、地区計画申請に伴う申請図書作成業務委託、また下水道整備の一環としての合併浄化槽設置整備事業補助金であります。

第3表、地方債補正については、事業費等の変更によるものであります。

以上が平成19年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ1億4,623万6,000円を追加し、32億1,403万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税2,428万1,000円を増額いたします。一般の現年分は被保険者の減少や課税所得が当初予算推計より減少が見込まれるため減額となるものの、滞納繰越分と退職の現年分の伸びにより、トータルで増額となります。

使用料及び手数料につきましては6万8,000円増額いたします。これは、滞納にかかわる督促手数料であります。

国庫支出金においては6,146万5,000円増額いたします。これは、療養給付費等負担金

及び特別調整交付金、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金として、国からの交付分があります。

次に、療養交付費等交付金2,505万円を減額いたします。これは、退職被保険者等にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金分です。

県支出金においては、223万2,000円減額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金と財政調整交付金であります。共同事業交付金においては2,891万2,000円増額いたします。これは、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業にかかわる国保連合会からの交付金分であります。

次に、繰入金につきましては3,215万9,000円増額いたします。これは、一般会計、基盤安定及び財政安定化支援事業の繰入金分であります。繰越金につきましては2,563万3,000円増額いたします。

諸収入100万円増額いたします。これは、一般被保険者延滞金にかかわるものであります。

以上が歳入の概要であります。

続いて、歳出について申し上げます。

総務費においては345万4,000円増額いたします。これは、4月からの税制改正に伴うシステム改修などにかかわるものであります。

保険給付費では1億5,377万円増額いたします。これは、療養諸費及び高額療養費にかかわるものであります。

次に、介護納付金46万9,000円減額いたします。これは、社会保険診療報酬支払基金からの納付決定通知によるものであります。

共同事業拠出金1,016万円減額いたします。これは、国保連合会に拠出する高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業にかかわるものであります。

保健事業費につきましては85万9,000円減額いたします。これは疾病予防費分であります。

諸支出金50万円増額いたします。これは、一般被保険者等にかかわる保険税還付金であります。

以上が八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

なお、今回の補正につきましては、平成20年度2月26日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は今年度第2回目のもので、医療諸費の見込額が減額になるために行うものであります。

歳入につきましては、交付決定に伴い、社会保険診療報酬支払基金、国、県の負担割合に応じてそれぞれ補正し、歳出においては、医療諸費の見込額が減額になることにより補正いたします。

歳入歳出それぞれ2億1,709万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億9,577万6,000円とするものであります。

補正の内容であります。まず歳入から申し上げます。支払基金交付金7,879万1,000円、国庫負担金1億1,508万円、県支出金2,258万8,000円、諸収入の第三者納付金64万円、それぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。医療諸費2億2,046万8,000円を減額いたします。これは、医療給付費、医療支給費、審査支払手数料に係るものです。

諸支出金336万9,000円を増額いたします。これは償還金に係るものです。

以上が八千代町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は本年度第3回目のもので、保険給付が当初見込みより増加したことにより、国、県等の負担額が変更になったことを主たる内容とするもので、歳入歳出とも5,741万5,000円を追加し、それぞれ10億7,583万5,000円とするものであります。

その内容について、まず歳入から申しますと、保険料655万円、使用料及び手数料6,000円、国庫支出金1,947万3,000円、支払基金交付金42万5,000円、県支出金670万7,000円、財産収入9万2,000円、繰越金4,187万6,000円、諸収入86万2,000円を増額し、繰入金1,857万6,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。保険給付費3,717万4,000円、基金積立金999万9,000円、諸支出金1,119万8,000円を増額し、総務費59万円、地域支援事業費36万6,000円をそれぞれ減額いたします。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。介護予防サービス計画費収入が、当初見込みより減額となったことが主な内容とし、歳入歳出とも35万円減額し、

それぞれ133万4,000円とするものであります。

歳入から申しますと、介護予防サービス計画収入35万円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、介護予防支援事業費35万円を減額いたします。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ1,049万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億5,828万7,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入においては、西豊田中部地区及び川西南部地区の事業費減に伴う国庫補助金及び町債の減額、繰越金の増額であります。

歳出については、農業集落排水事業管理費の農業集落排水事業基金積立金の増額、農業集落排水事業費の川西南部地区、西豊田中部地区の事業の精査による委託費、工事請負費、補償費の減額であります。

まず、歳入から申し上げます。国庫支出金151万5,000円を減額、繰越金1,570万7,000円を増額、町債370万円を減額し、歳入総額で1,049万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。農業集落排水事業管理費1,538万5,000円を増額、農業集落排水事業費489万3,000円を減額し、歳入歳出総額で1,049万2,000円を増額するものであります。

以上が八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ106万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額を1億7,820万円とするものであります。

最初に、歳入について申し上げますと、繰越金2,176万6,000円を増額し、土地区画整理事業費2,070万円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務管理費471万4,000円を減額いたします。内訳は、審議員、評価員報酬9万円、職員の人事異動に伴う給料158万9,000円、職員手当等123万8,000円、共済費46万1,000円、第1工区調整池からの放流に伴う負担金補助及び交付金の入沼上流地区県営かんがい排水事業負担金123万5,000円を減額いたします。

次に、土地区画整理費では第1工区土地区画整理事業費658万4,000円を増額いたします。主な内訳であります。委託料につきましては、画地確定計算業務、杭打測量の減、シルバーセンターなどに保留地や公園等の除草管理委託していたものを職員が行うなどして、公共用地管理委託料84万3,000円、画地確定計算業務委託料50万円、道路台帳補正業務委託料24万8,000円、画地確定杭打測量委託料32万円を減額し、実施設計委託料113万9,000円を増額いたします。

次に、工事請負費につきましては、工事設計の変更や地権者の工事同意が得られなかった等による工事の減や契約差金等により、都計道築造工事請負費800万円、区画道路築造工事請負費500万円、水道配水管布設替工事10万円を減額いたします。

補償補填及び賠償金につきましては、家屋物件移転補償金2,300万円を増額、電柱移設費154万4,000円、立毛補償金10万円、水道管移設費70万円、休耕補償金20万円を減額いたします。

第2工区土地区画整理事業費につきましては、委託料の公共施設用地除草作業委託料40万円、仮排水清掃委託料1万7,000円を減額いたします。

補償補填及び賠償金につきましては、水道管移設費20万円を増額し、休耕補償金10万円を減額いたします。

次に、公債費の償還金利子48万7,000円を減額いたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ970万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億9,210万4,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入につきましては、使用料及び手数料、繰越金及び諸収入を増額し、分担金及び負担金、県支出金、基金繰入金及び下水道事業債を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費及び鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金等を増額し、事業費の工事請負費及び公債費の利子を減額するものであります。

まず、歳入から申し上げますと、使用料及び手数料209万9,000円、繰越金249万7,000円、諸収入1万5,000円を増額し、分担金及び負担金18万3,000円、県支出金80万円、基金繰

入金613万6,000円、町債720万円をそれぞれ減額し、歳入総額で970万8,000円減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費25万8,000円、流域下水道事業費の建設負担金893万4,000円を増額し、公共下水道事業の工事請負費1,700万円、公債費の起債償還利子190万円を減額して、歳出総額で970万8,000円減額するものであります。

なお、県事業であります鬼怒小貝流域下水道事業で繰り越しが生じたため、それに伴う建設負担金1,200万5,000円を繰越明許費として平成20年度に繰り越しいたします。

以上が八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目の補正で、3条予算の収益的収入を190万円減額し、総額を4億1,192万8,000円とするものであります。

収益的支出は222万7,000円増額し、総額を4億6,345万1,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益では、その他の営業収益の加入金100万円を減額し、営業外収益においては、計画等の変更により雑収益の工事補償金90万円を減額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち原水費で570万2,000円を増額し、浄水費54万8,000円、配水費165万円、総係費163万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、営業外費用につきましては、企業債利息20万円を減額し、雑支出55万8,000円を増額するものであります。

4条予算の資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債の借換債5億3,300万円を増額し、支出においては、事業計画の変更により施設費1,210万円、資産購入費11万3,000円をそれぞれ減額し、企業債元金償還金（繰上償還金）5億3,321万円を増額し、総額6億9,180万8,000円とするものであります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（小島由久君） 昼食の時間ではありますが、議会を続けて行います。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） ただいまの補正予算案につきまして、一括して質問をいたします。

一般会計のところですが、歳入の部分で款12分担金及び負担金、項負担金というところですが、右側の欄に保育料徴収金というのがありますが、これがマイナス68万3,000円となっております。これの世帯数についてお伺いしたいと思います。

それから、その下の国庫負担金の目3のところですが、被用者児童手当負担金、これが当初1,728万円になっておりました。マイナス366万円ということの内容についてお聞きいたします。

それから、やはりその一般会計の繰越金のところですが、款19繰越金、項繰越金というところですが、前年度繰越金とありまして、この繰越金については1億5,616万円となっておりますが、18年度分の繰越金でよろしいのでしょうか。

それから、国民健康保険税の特別会計に関する説明書のところですが、款10の繰越金のところ、その一番右側のところで、そのほかの繰越金ということですが、2,563万3,000円は何でしょうか。

それと、老人保健特別会計補正予算の第2号のところですが、歳出のところでは款1医療諸費というところですが、その目1のところでは右側の節20の扶助費というところがありますが、扶助費、医療給付費とありますが、これのマイナス2億1,895万円、これはどういうことなのか、教えてください。

それから、介護保険の特別会計のところですが、歳出の款4の地域支援事業費のところですが、目6の任意事業費というのがありますが、これの節8と節19について、これは町独自の事業であると思われませんが、この事業は大変いい事業かなと思います。家族介護慰労金のところがマイナス10万円、それから成年後見制度利用補助金のところがマイナス10万円となっておりますが、これが利用についての周知はどのようになっていますでしょうか。

それから、たくさんあって申しわけないですが、最後の土地区画整理事業のところですが、10ページの土地区画整理費のところですが、款土地区画整理費の目2の第1工区区画整理事業費のところ、節22のところですが、家屋物件移転補償金のところ、これの2,300万円という金額があがっておりますが、何件分なのか、教えてください。

以上です。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） ご質問の一般会計の歳入関係でございますが、19款の繰越金、これにつきましては18年度分の繰越金でございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 斉藤 実君登壇）

町民課長（斉藤 実君） 1番、大久保議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険のほうの繰越金につきましては、先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、18年度の繰越金でございます。

次に、老人保健特別会計の医療給付費につきましては、ご老人の方がお医者さんにかかりました医療費というようなことでございます。この減額というような形になります。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1つは、一般会計のほうで、まず歳入の国庫負担金のほうですか、被用者児童手当負担金366万6,000円、対象児童が見込みより少なかったということで、その国庫負担金が減額になっているというようなことでございます。

それと、介護保険のほうですが、12ページの報償費、家族介護慰労金10万円、それと成年後見制度利用補助金、いずれも10万円の減ですが、対象、報償する対象者の減が見込みより少なかったというようなことで、10万円ではありますが、減額になっております。

以上です。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 1番、大久保議員さんの質疑にお答えいたします。

都市計画関係、第1工区の区画整理事業費の補償補填及び賠償金ということで、家屋物件の移転補償金2,300万円でございます。これはゆたか食堂の南側になりますか、それから鈴縫工業、現在ありますけれども、そちらに抜ける道路を計画しておりまして、その区画道路に伴います移動していただくための家屋の移転費です。これは家屋の建物だけではなくて、移動に伴うすべての物件の補償ということで、1件の補償を予定し

ております。

以上です。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありますか。

3番、中山勝三君。

3番（中山勝三君） 一般会計のほうで、34ページの道路新設改良費の部分で、工事請負費の二級3号線道路改良工事請負費の減額が150万円、これについて説明をお願いしたいのと、すぐ下ですけれども、これは35ページになりますけれども、土木費の中で17公有財産購入費の中の一級町道2号線の用地購入費、若一菅谷線、減額がやはり974万5,000円、この2点を説明をお願いしたいと思います。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 3番、中山議員の質疑にお答えいたします。

2-3号線道路改良工事請負費、粕礼ということで、現在用地買収等も行っておりました、流末の工事を予定しております。その流末の工事を予定しておりましたけれども、その用地の地権者のほうが未登記であったということで、工事を延長せざるを得なくて、平成20年度のほうに延ばしたということでございますので、よろしく申し上げます。

（何事か発言する者あり）

都市建設課長（稲村信義君） 974万5,000円の件でございますね。これは、ただいま言いました八千代印刷に抜けます新設の工事で、やっぱり用地交渉の難航、それと未相続の物件があったものですから、やむなく減額したということでございます。

議長（小島由久君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算（第3号）から議案第19号 平成19年度八千代町水道事業会計補正予算（第2号）まで8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成19年度八千代町一般会計補正予算(第3号)から議案第19号 平成19年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)まで8件は原案のとおり可決されました。

議長(小島由久君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

また、会議中に議事進行に支障を来しましたこと、おわび申し上げます。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 零時20分)